第八百十五条を次のように改める。

第八百十五条　削除

第八百十六条の見出しを「（性能）」に改め、同条第一項を次のように改める。

騒音計の性能は、日本工業規格Ｃ一五一六（二〇一四）による。

第八百十六条第二項及び第三項を削る。

第八百十七条から第八百三十二条までを次のように改める。

第八百十七条から第八百三十二条まで　削除

第八百三十三条を次のように改める。

（検定公差）

第八百三十三条　騒音計の検定公差は、日本工業規格Ｃ一五一六（二〇一四）による。

第八百三十四条を次のように改める。

（構造検定の方法）

第八百三十四条　騒音計の構造検定の方法は、日本工業規格Ｃ一五一六（二〇一四）による。

第八百三十五条から第八百四十四条までを次のように改める。

第八百三十五条から第八百四十四条まで　削除

第八百四十五条を次のように改める。

（器差検定の方法）

第八百四十五条　騒音計の器差検定の方法は、日本工業規格Ｃ一五一六（二〇一四）による。

第八百四十六条を次のように改める。

（性能に係る技術上の基準）

第八百四十六条　騒音計の性能に係る技術上の基準は、日本工業規格Ｃ一五一六（二〇一四）による。

第八百四十七条中「検定公差とする。」を「日本工業規格Ｃ一五一六（二〇一四）による。」に改める。

第八百四十八条を次のように改める。

（性能に関する検査の方法）

第八百四十八条　騒音計の性能に関する検査の方法は、日本工業規格Ｃ一五一六（二〇一四）による。

第八百四十九条を次のように改める。

（器差検査の方法）

第八百四十九条　騒音計の器差検査の方法は、日本工業規格Ｃ一五一六（二〇一四）による。

第八百五十条第一項を次のように改める。

振動レベル計の表記事項は、日本工業規格Ｃ一五一七（二〇一四）による。

第八百五十条第二項及び第三項を削る。

第八百五十一条の見出しを「（性能）」に改め、同条第一項を次のように改める。

振動レベル計の性能は、日本工業規格Ｃ一五一七（二〇一四）による。

第八百五十一条第二項及び第三項を削る。

第八百五十二条から第八百六十四条までを次のように改める。

第八百五十二条から第八百六十四条まで　削除

第八百六十五条中「次の表の上欄に掲げる周波数に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。」を「日本工業規格Ｃ一五一七（二〇一四）による。」に改め、同条の表を削る。

第八百六十六条を次のように改める。

（構造検定の方法）

第八百六十六条　振動レベル計の構造検定の方法は、日本工業規格Ｃ一五一七（二〇一四）による。

第八百六十七条から第八百七十六条までを次のように改める。

第八百六十七条から第八百七十六条まで　削除

第八百七十七条を次のように改める。

（器差検定の方法）

第八百七十七条　振動レベル計の器差検定の方法は、日本工業規格Ｃ一五一七（二〇一四）による。

第八百七十八条を次のように改める。

（性能に係る技術上の基準）

第八百七十八条　振動レベル計の性能に係る技術上の基準は、日本工業規格Ｃ一五一七（二〇一四）による。

第八百七十九条中「検定公差とする。」を「日本工業規格Ｃ一五一七（二〇一四）による。」に改める。

第八百八十条を次のように改める。

（性能に関する検査の方法）

第八百八十条　振動レベル計の性能に関する検査の方法は、日本工業規格Ｃ一五一七（二〇一四）による。

第八百八十一条を次のように改める。

（器差検査の方法）

第八百八十一条　振動レベル計の器差検査の方法は、日本工業規格Ｃ一五一七（二〇一四）による。

第九百十二条を次のように改める。

（表記）

第九百十二条　ガラス電極式水素イオン濃度検出器（以下この章において「検出器」という。）の表記事項は、日本工業規格Ｂ七九六〇―一（二〇一五）による。

第九百十三条を次のように改める。

（材質）

第九百十三条　検出器の材質は、日本工業規格Ｂ七九六〇―一（二〇一五）による。

第九百十四条を次のように改める。

（性能）

第九百十四条　検出器の性能は、日本工業規格Ｂ七九六〇―一（二〇一五）による。

第九百十五条から第九百二十二条までを次のように改める。

第九百十五条から第九百二十二条まで　削除

第九百二十三条中「一ピーエッチ当たり起電力三ミリボルトとする。」を「日本工業規格Ｂ七九六〇―一（二〇一五）による。」に改める。

第九百二十四条を次のように改める。

（構造検定の方法）

第九百二十四条　検出器の構造検定の方法は、日本工業規格Ｂ七九六〇―一（二〇一五）による。

第九百二十五条から第九百三十三条までを次のように改める。

第九百二十五条から第九百三十三条まで　削除

第九百三十四条を次のように改める。

（器差検定の方法）

第九百三十四条　検出器の器差検定の方法は、日本工業規格Ｂ七九六〇―一（二〇一五）による。

第九百三十五条を次のように改める。

第九百三十五条　削除

第九百三十六条を次のように改める。

（性能に係る技術上の基準）

第九百三十六条　検出器の性能に係る技術上の基準は、日本工業規格Ｂ七九六〇―一（二〇一五）による。

第九百三十七条中「検定公差の一・五倍とする。」を「日本工業規格Ｂ七九六〇―一（二〇一五）による。」に改める。